

資料編 1 (全体的事項)

平成 22 年 2 月 17 日
第 1 回行政評価機能強化検討会

行政評価機能の抜本的強化ビジョン

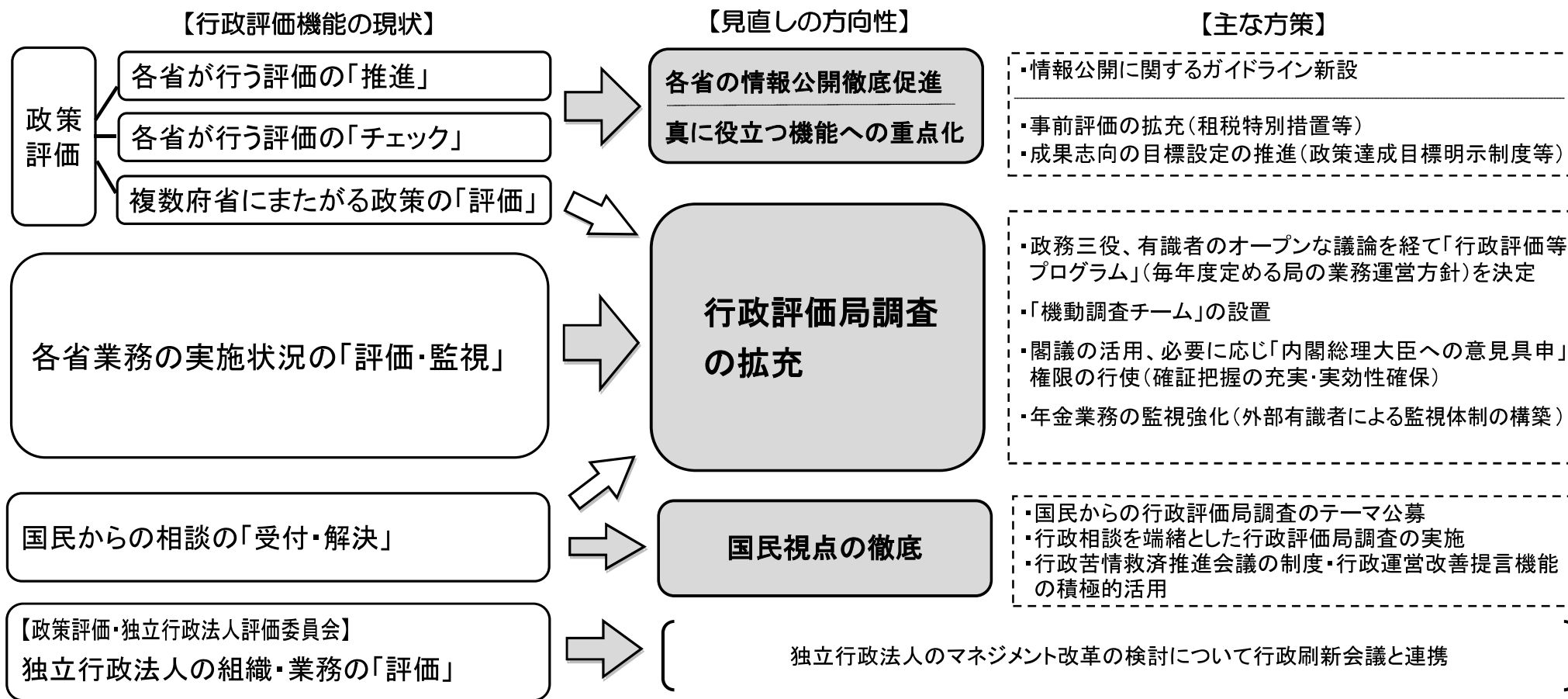
平成 22 年 1 月
 総 務 省
 (平成 22 年 1 月 12 日閣僚懇
 談会・行政刷新会議説明資料)

《基本的考え方》

従来からの行政システムの転換が求められている中、行政に対する国民の信頼を回復するため、

- ① 政策評価については、その各省における定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各省の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化へと重点化し、
- ② 行政評価局による調査機能について、その特性を活かし、国民視点からの行政の改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充することにより、内閣を支援する機能を強化。

- 年度内：国民や有識者の声を反映しつつ具体化 ⇒ 「行政評価等プログラム」に盛り込み(順次、政令等改正)
- 機能強化とともに、局の組織・体制・名称、法制度等を中期的に検討
- ※ 具体化・実行に当たり、年金記録問題の動向に留意



第1WG 評価コメント

評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

事業番号1-23 政策評価、行政評価・監視

- 評価の過程の国民への公開について推進すべき。
- そもそもの目的にそって行政の改革・改善についての議論が必要。
- 予算と人事が連動することによって、評価・監視の重みを抜本的に増すように制度改革が必要。
- 管区行政評価局は基本的に廃止。大きく行政改革を図る必要がある。
- 機能そのものを見直すべき。
- 組織の変更を含め考えてほしい。事前評価の項目の増加を図るべき。
- 勧告の強制力を高め、実効性を持たせるべき。
- 行政管理局、財務省主計局、会計検査院との連携を図り、将来的には独立した組織形態を選択肢とすべき。
- スキルアップも含め人員を強化すべき。
- より強力な機能発揮のため、自らの過去の実績を自己評価し、抜本的な改善策を自ら提示すべき。前向きな自己改革がでるならば、場合によって予算・人員の増加・増員もありうるが、逆に改革ビジョンがないならば、組織の廃止も考えねばならない。
- 各省の政策評価、行政評価は当然必要。指摘件数が少なすぎるのではないか。権限が総務省には弱すぎるのではないか。チェック機能を強化し強制力をつけて実施すべき。
- いったん廃止して評価の方法論を整理すべき。国民、住民を参加させて行うべき。

WGの評価結果

抜本的な機能強化

(廃止 1名 自治体/民間 0名
見直し行わない 1名 見直し行う:11名 ア11名 16名)

とりまとめコメント

11名が見直しを行うことを選択し、機能を強化する方向でしっかりと見直しを行うべきであるという意見であった。
よって、当 WGとしては、抜本的な機能強化を結論としたい。
なお、前向きな期待の声が出ていることを重く受け止め、これまで行ってきた評価等の業務を自己評価し、こうした期待に応えるための具体策を打ち出していきたいことを付言する。

行政評価局の当面の主要業務

H21

9月

10月

11月

12月

H22

3月

政策評価の推進

■政策評価法の下、各府省が実施する政策評価を推進・点検（毎年度約4,000件実施）

政策評価法(H14.4施行)、基本方針(H17.12閣議決定)に基づき、重要政策の評価を推進
(※従来は、経済財政諮問会議を活用)

・21年度テーマ(医師確保対策、地震対策)の評価

(政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)(※大臣任免)に付議) → (とりまとめ)

情報公開の推進

成果志向の目標設定の推進
事前評価の拡充

予算要求等への評価結果(無駄削減関係を含む)の反映を推進

(反映状況のとりまとめ) → (公表)

各府省が行った評価の点検

(点検作業) → (各府省に通知・公表)

行政評価局調査
(詳細は別紙参照)

行政評価等プログラム(H21.4総務大臣決定)に基づき、調査を実施

(現在、13件の調査実施)

※業務の流れ(①プログラムの策定 → ②調査実施(実地調査、各府省への事実関係の照会、取りまとめ) → ③勧告 → ④フォローアップ)

22年度のテーマ選定

(選定作業) → (政独委に付議) → (総務大臣決定・公表)

独立行政法人
(独法)評価

独法通則法(H13.1施行)、閣議決定(H15.8)等に基づき、中期目標期間終了時の組織、業務全般を見直し

(主務大臣の見直し当初案) → (政独委に付議) → (各府省に通知・公表)

引き続き、年金運用独法のフォローアップ

独法通則法に基づき、20年度の業務実績を評価

(各府省評価委員会の一次評価結果) → (政独委に付議) → (各府省に通知・公表)

行政相談

・行政相談委員総務大臣表彰(10/14)

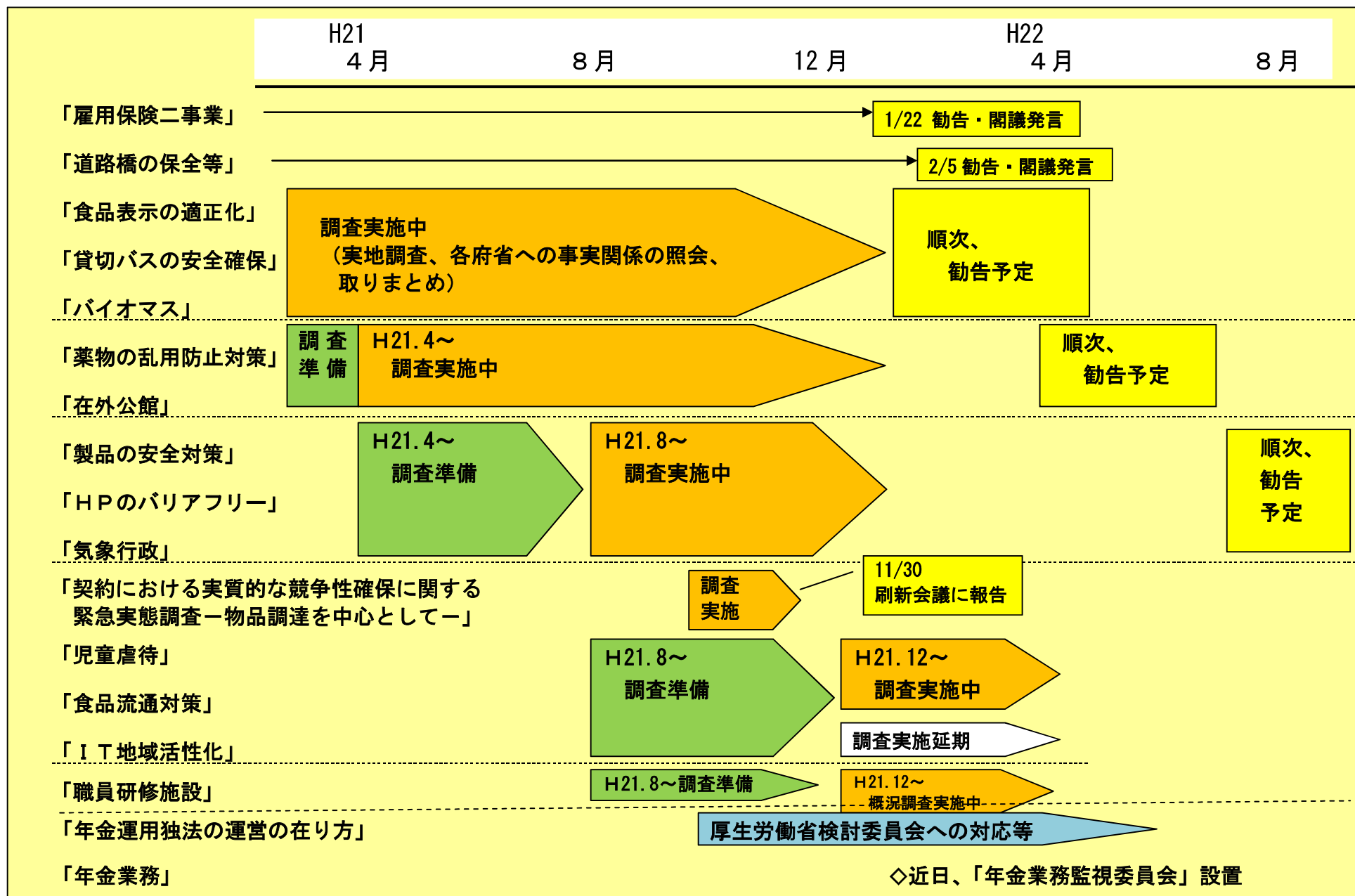
・秋の行政相談週間(10/19~10/25)

(一日合同行政相談所の実施)

・行政苦情救済推進会議(※大臣が参集を依頼)による苦情等の処理

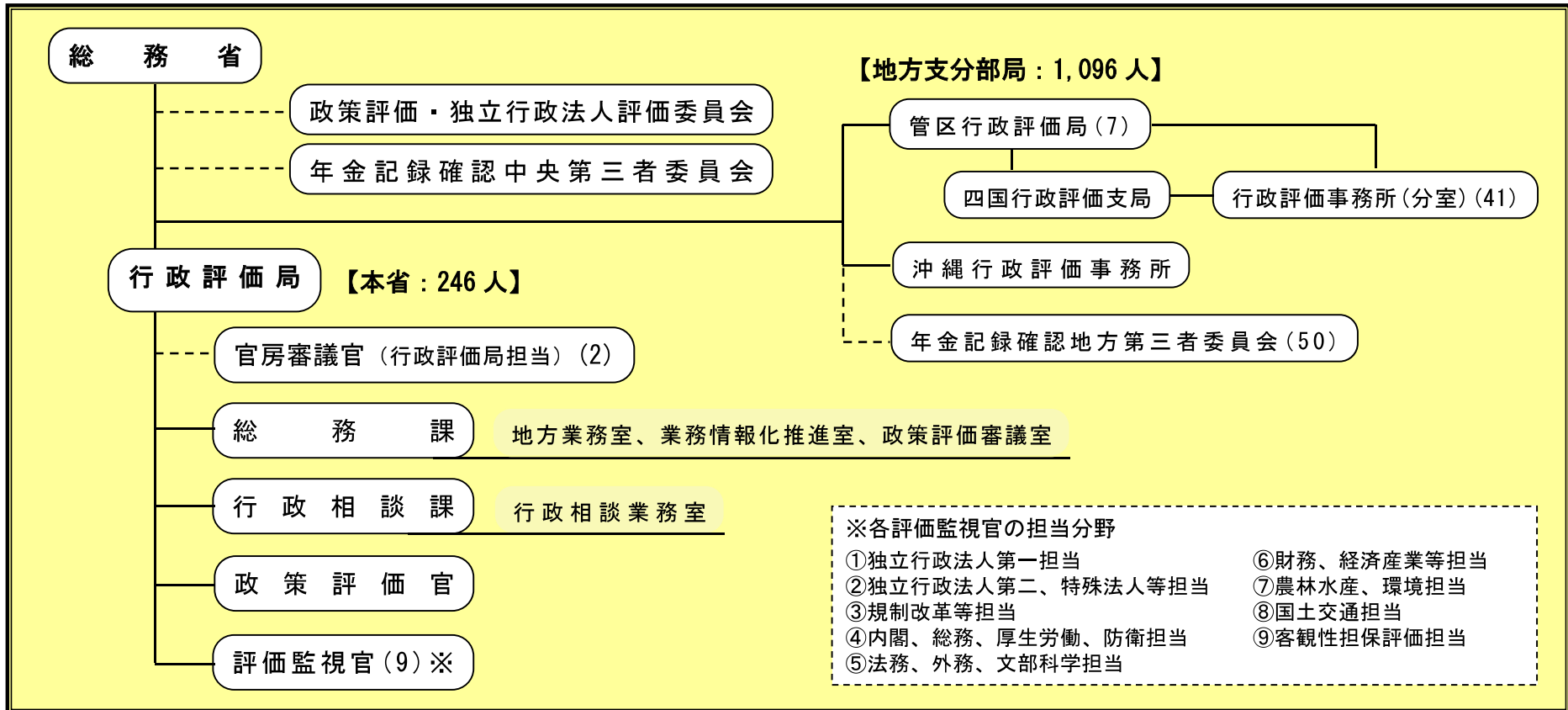
※ 別途、年金記録確認第三者委員会による申立て処理

行政評価局調査の実施予定（平成 21～22 年度）



組織体制

○ 定員：1,342人（21年度末）



○ 年金記録確認第三者委員会関係

	定員数	（うち、第三者委員会関係に従事している者（概数））
本省（行政評価局）	246人	（50人）
地方支分部局（管区行政評価局、行政評価事務所）	1,096人	（600人）
合計	1,342人	（650人）

【参照条文】

○総務省設置法（平成11年法律第91号）

（所掌事務）

第4条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

1～15（略）

16 政策評価（国家行政組織法第2条第2項及び内閣府設置法（平成11年法律第89号）第5条第2項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

17 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

18 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。

19 第17号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務（第17号の規定による評価に関連する場合に限る。）

ロ 第15号に規定する法人の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の2分の1以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

ニ 国の委任又は補助に係る業務

20 行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。

21 各行政機関の業務、第19号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。

22～99（略）

（勧告及び調査等）

第6条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第4条第10号、第17号及び第18号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2 総務大臣は、行政評価等を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

3 総務大臣は、行政評価等に関連して、第4条第19号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4 総務大臣は、行政評価等の目的を達成するために必要な最小限度において、第4条第20号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

5 総務大臣は、行政評価等の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

6 総務大臣は、行政評価等の結果関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7 総務大臣は、行政評価等の結果行政運営の改善を図るため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政運営の改善について内閣法（昭和22年法律第5号）第6条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

8 総務大臣は、第4条第18号の規定による評価又は監視の結果綱紀を維持するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、これに関し意見を述べることができる。